

定 款

藤田エンジニアリング株式会社

藤田エンジニアリング株式会社 定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は藤田エンジニアリング株式会社と称し、英文では、
FUJITA ENGINEERING CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の業務を行うことを目的とする。

1. 管工事、電気工事、建築工事、土木工事及び有線・無線放送設備工事の設計施工
2. 植物生産設備、除塵・除菌・消臭装置、その他機械器具装置の開発、販売及び設置工事
3. 揚排水機器、原動機及び電気機械、電気機器、通信機器、電子機器、空調機器並びにポリエチレンパイプの販売及び修繕維持
4. 電子部品の検査及び組立せん別並びに電子部品製造
5. ダイオード、集積回路、光素子等の電子部品の製造及び販売
6. ダイオード、集積回路、光素子等の電子部品製造機械の開発、製造
7. ダイオード、集積回路、光素子等の部品組立及び検査の受注
8. 半導体素子の内部回路設計、製作及び販売業務
9. 電子回路、マイクロコンピュータ回路の設計、製造及び販売業務
10. 電子部品販売業務
11. プリント板の設計、製造及び販売業務
12. キャド キャム システム（コンピュータによる機械、建築物、金型等の設計並びに生産の自動化、効率化システム）の販売業務
13. ファクトリーオートメーションシステム（コンピュータによる工場の自動化システム）の設計、製造並びに施工業務
14. 不動産の売買並びに賃貸
15. 損害保険代理業務
16. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を群馬県高崎市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告の方法により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、20,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置き、その他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規定)

第11条 当社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当社の定時株主総会は毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(代理人による議決権の行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出するものとする。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は20名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 当会社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってこれを行う。

2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第 23 条 当社は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長 1 名を選任し、必要に応じ取締役会長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集及び議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

2. 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役の決議の目的である事項につき、取締役の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印するものとする。

2. 前項第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

(顧問及び相談役)

第 27 条 取締役会の決議により顧問及び相談役を置くことができる。

(取締役会規定)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 31 条 当会社の監査役は 5 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 32 条 当会社の監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもってこれを行う。

(監査役の任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集)

第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

(監査役会議事録)

第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名捺印するものとする。

(監査役会規定)

第 37 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。

(報酬等)

第 38 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。

(監査役の責任免除)

第 39 条 当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として契約を締結することができる。

第6章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

2. 未払の期末配当及び中間配当には利息をつけないものとする。